

社会教育委員会議における公民館のあり方に係る審議状況

社会教育委員会議では、平成24年度から公民館のあり方について審議・検討を行っており、事務局からの説明に対し、よりよい公民館を目指す観点で審議・検討のご意見をいただき、有用なご意見をあり方（案）に取り入れるという方式で、計7回の審議を行ってきた。

1 平成24年度第2回会議（平成24年7月26日）

千葉市全体の指定管理者制度に関する考え方及び公民館に導入した場合に期待される効果等を説明した。

併せて、他政令市の公民館等への指定管理者制度の導入並びに有料化の状況、本市の他の公の施設における指定管理者制度の導入状況を説明した。

（主な意見等）

- ・千葉市の財政事情が厳しいので、施設の有料化はやむを得ないが、利用料金を取る場合は、金額や用途については利用者が納得できるようにしていただきたい。
- ・他の政令市の趨勢として指定管理者制度は一般化している。財政再建中の千葉市でもやっていかざるをえないと思う。
- ・先進事例を調査した上で、慎重に対応することが必要であるとする。

2 平成24年度第3回会議（平成25年2月14日）

千葉市における指定管理者の指定の流れ及び導入後のチェック体制（モニタリングや指定管理者選定評価委員会による評価）を説明し、制度導入後も市が公民館の管理運営に責任を持ち続けることを説明した。

また、生涯学習センターの事業実績と広島市公民館の指定管理者制度導入後の実績を説明し、生涯学習センターが事業数と延受講者数を、広島市公民館が利用者数を伸ばしていることを説明した。

（主な意見等）

- ・「持続可能な公民館」を目指してもらいたい。そのためにはモニタリングが重要であると思う。
- ・現在の公民館にどのような課題があるのかを整理したうえで、その解決のための新しい公民館運営を考えるべきである。
- ・生涯学習センターのように、指定管理者制度と利用料金制度を導入してしまうと、身近な施設として超高齢化社会に対応できるのか疑問に思う。

3 平成25年度第1回会議（平成25年5月23日）

千葉市の人口動態、財政状況、市民アンケート結果等の具体的なデータにより、公民館の管理運営も含めた本市行政を取り巻く厳しい現状を示し、あらゆる行政分野において将来を見据えた見直しが必要であることを説明した。

今後、学びを通じた地域づくりの拠点施設として公民館がよりよいものとなっていくためには、専門性や実績を有する教育振興財団が管理運営を行うことは有力な方策であり、その実現のためには指定管理者制度（非公募）を活用する必要があることを説明した。

また、生涯学習の重要な目的である学習成果を地域づくりに生かすため、地域の合意が得られ組織体制が整った館については、地域による公民館の管理についても検討していることを説明した。

（主な意見等）

- ・指定管理者制度の導入はやむを得ないということは理解できた。
- ・公民館は「学習を通じた地域づくりの拠点」であり、千葉市の公共施設の資産経営を行う中で、「地域づくりにつながる施設は公民館である」という姿勢をもっと明らかにすべきである。
- ・高齢化が進む中、有料化をしたら、高齢者が気軽に使うことができる、仲間とつながることができる施設として、公民館を使うことができなくなってしまうと思う。

4 平成25年度第2回会議（平成25年7月31日）

指定管理者制度を活用し、教育振興財団に公民館の管理運営を行わせる目的は、財団の有する専門性を生かし、公民館を将来にわたり学びを通じた地域づくりの拠点施設として維持、発展させることであり、具体的には「学習機会の提供」「地域人材の育成・団体活動の支援」「施設の提供」という3つの重要な要素を充実させたい旨を説明した。

（主な意見等）

- ・公民館の今後の方向性についてはそのとおりである。
- ・公民館を支えるボランティアは高齢者が中心であり、公民館の学習活動を継続するには、次世代のボランティアを育成するための講座の充実が必要である。
- ・子どもの頃から公民館に足が向くようなきっかけづくりも必要である。

5 平成25年度第3回会議（平成26年2月18日）

千葉市の公民館に関するアンケート調査結果を報告し、公民館が利用されるために必要な取り組みとして、「魅力的な講座の開催」が最も求められていること、公民館に期待することとして、「講座等で参加者同士が交流する機会を積極的に設けること」、「活動について気軽に相談できる窓口を設け、資料やボランティア情報を提供すること」が強く求められていることなどを説明した。

また、「学習機会の提供」「地域人材の育成・団体活動の支援」「施設の提供」の機能の充実を効果的に実現する管理運営主体を検証するため、市と教育振興財団とのそれぞれの比較を行い、教育振興財団の方が優位であると考えられることを説明した。

次に、公民館の地域管理について、運営を地域住民に担ってもらうことの効果として、地域の課題解決の的確な把握とその解決のための講座の開催が可能となること、課題として、公共サービスとして施設管理や講座開催などの管理運営を行うためには安定的・継続的に活動できる体制が必要であることを説明した。

(主な意見等)

- ・指定管理者制度の導入には賛成である。すでに導入した施設は、利用者が増加する、広報が洗練される等メリットがデメリットを大きく上回っているように見受けられる。非公募で教育振興財団を指定する点も安心である。
- ・指定管理には、双方合意の上しっかりした協定を締結することが重要。その点では、非公募であれば十分な協議期間を確保できるためよい。
- ・地域が公民館の指定管理者として指定を受けることは、非常に難しいと思う。教育振興財団を指定した指定管理者制度導入と同時に、地域が共同事業体として指定を受けるということはせずに、最初は財団が一括で指定管理を受けて、それからコラボレーションの可能性を地域ごとに探っていく方がいいのではないかと説明した。
- ・公民館は直営でやっていくべきである。

6 平成26年度第1回会議（平成26年5月27日）

今後の公民館のあり方として、「多様化する生涯学習ニーズへの的確な対応」、「地域交流拠点施設としての機能拡大」、「地域管理の導入」、「施設名称の変更」及び「社会教育活動の活性化」により、より魅力的で市民に利用される施設である『地域の総合交流拠点』として、地域のコア施設としての使命を果たしていくと説明した。

また、地域管理について、施設のハード面や経理等の管理は教育振興財団が担い、主催事業の企画運営等ソフト面は地域が主体で、財団との協働により取り組むこと、受益者負担について、指定管理者制度の導入効果を検証しながらそのあり方の研究を進めることを説明した。

(主な意見等)

- ・生涯学習機能の充実という点、公民館を時代に合わせた市民のための施設としていくという点、その2つの理由から、指定管理者制度を導入して、よりよい管理運営を進めるのがよいのではないかと説明した。
- ・これまでに市が指定管理者制度を導入した事例では、利用者数の増加、要求水準以上の事業展開等、実績が上がっている施設もあることから、指定管理者制度の導入には基本的に賛成である。特に、教育振興財団は、生涯学習センターにおける豊富な学習事業の実績や学習支援体制を有しており、同財団がセンターと公民館を一体的に運営

することで、「全市的な事業展開」と「地域に根差した取組み」の充実が期待できる。ただし、導入の成果を上げるためには、社会教育法の理念を尊重するとともに、千葉市としての理念を確立し、モニタリングの充実や指定管理者との連携・協力関係を構築することが必要である。

- ・職員が現在は3人体制という事情があり、今の時代に対応していくといっても、非常に厳しい面もある。したがって、なかなか主催事業を積極的に展開していくとはいかないわけで、そこで指定管理者として教育振興財団を想定した場合、これは公益財団法人ですから、民間よりも大きなメリットがあると思う。
- ・コミュニティセンターを利用しており、すでに指定管理を導入しているが、団体からいろいろな提案をした場合に、その場で答えをもらえないことが多く、時間がかかる。公民館の場合もスムーズにいくのか少し気になる。
- ・公民館は「古くて、お年寄りが多くて、堅苦しくて」という印象を払拭できるような方策を考えていただきたい。閉館時間の延長や設備の老朽化による使い勝手の悪さの改善も含め、若い人からお年寄りまで使いやすい施設にしてほしい。
- ・「社会教育」をもっと強調するべきである。公民館に社会教育主事若しくは教育に関する資格を持つ人をどんどん配置することが抜本的な改革につながると思う。
- ・設備の経年劣化、職員の感じの悪さにより、公民館は使いにくい施設になっている。指定管理者に賛成とも反対ともいえないが、市民に使いやすい施設になってほしい。
- ・地方教育行政法第30条により、学校と並んで教育機関として位置づけられている公民館・図書館・博物館の管理主体は教育委員会であり、個別法優先の原理からいっても、地方自治法上の指定管理者制度をとることはできないと考える。
- ・「指定管理者の選定は公募の方法によることを原則とする」という千葉市の方針のもとでは、今回は非公募であっても5年後も非公募とする見通しはないのではないかと。
- ・千葉市公民館が条例で無料を規定しているのは、全国的に誇るべきものであり、少子・超高齢社会のもとで、子どもから高齢者までさまざまな方が「地域の居場所」として公民館を自由に気軽に利用できる環境を醸成するため、無料を堅持すべきと考える。
- ・地域管理については、教育振興財団による指定管理をまず導入して、運営しながら、公民館業務の中で、ここは地域ができるなという部分に取り入れていかないと、難しいものがあると思う。
- ・地域管理について、施設のハード面の管理まで地域に任せると、地域にとって負担が大きいと思う。運営面で参画をしてもらうという点に限定して、始めるという方針に賛成である。
- ・公共施設の再編成・マネジメントがさまざまな市町村で行われているが、「公民館」を基軸として、「地域の施設」の再編成を進めてほしい。

7 平成27年度第3回会議（平成28年3月25日）

平成24年度からこれまでの議論について振り返るとともに、「公民館への指定管理者制度の導入について（素案）」を提示し、基本施策として、「指定管理者制度（非公募）を導入し、教育振興財団を指定管理予定候補者とする」と、「指定管理者制度

導入後、公民館運営の透明性や公平性が確保でき、対象地域の合意形成等の条件が整った地域にて地域参画の導入を検討する」旨を説明した。

また、これまでの意見のまとめ方について議論を行った。

(主な意見等)

- ・千葉市公民館を考える会としては、指定管理者制度には、様々な問題があると考え、明確に反対の意思表示をしている。
- ・「公民館本部が一元化して企画することにより、講座の実施を効率的に行うことができる。」とあるが、これは「地域の参画」と矛盾するのではないか。
「指定管理者制度導入のメリット」として「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」とあるが、予算の総額が変わらないということであれば、職員の非正規化が進み、職員の継続性・専門性の向上が実現できないのではないか。
- ・事柄の性格として、この議論は1年かけてもよいくらいの大きなテーマと考えるのがいかがか。
- ・個人的には、今まで数年間社会教育委員会議で審議してきたのに今回まだ審議するのか、という感覚である。平成28年度に指定管理者制度が導入されるものと考えていた。
- ・指定管理者制度の導入には賛成である。教育振興財団が生涯学習センターの指定管理を受けているので、運営や講座のノウハウを持っており生涯学習センターを中心として一体となった管理運営が期待できる。次に、民間の方がサービスの向上が図れると思われる、最後に、指定管理に出すことによって、今後外部団体などへ貸し出すなど、施設の貸出しの幅が広がることを期待できる。財政改善のため、これには積極的に取り組んで頂きたい。
- ・指定管理者制度導入には基本的には賛成である。広報機能の充実、利用者の増加、市民ニーズにきめ細かく対応できる自主事業の展開の可能性などのメリットがある。また、職員についても、社会教育主事資格の取得等、資質向上につながる部分もある。あとは、公民館の運営についてこれらのメリットが十分に反映されるかどうか課題である。
- ・「意見書」という表現をしたが、今までの議論をまとめた形のものと考えている。新たに審議が必要な部分も出てきたと思うが、現段階での意見の取りまとめは必要と考える。
- ・指定管理者制度について、確かに議論は何度も重ねてきたが、本日の資料については今までのものとは異なり、初めて社会教育委員に示されたものである。今日の議論だけでは「意見書」という形でまとめることは無理である。

以上